



PRESS RELEASE

2016年8月吉日

各 位

ビューローベリタスジャパン株式会社

<http://www.bureauveritas.jp/>

<http://cps.bureauveritas.jp/>

ビューローベリタスのベトナムラボ、 食品衛生法検査の外国公的検査機関に認定 (厚生労働省指定検査機関コード：VN20004)

ビューローベリタス・ベトナムの試験所(以下ラボ)は、このたび厚生労働省が定める外国公的検査機関制度に基づく「指定検査機関」(コード：VN20004)として認定を受けました。これにより、既に同認定を受けているビューローベリタスの香港及びインドネシアのラボに加え、ベトナムラボにおいても食品衛生法に基づく検査の取り扱いが可能となりましたので、お知らせ致します。厚生労働省ウェブサイト「外国公的検査機関一覧」<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/5/>

■外国公的検査機関とは

以下の2種類に分別されます。

1. すべての国・地域から輸出された食品・添加物・器具容器包装・おもちゃの試験成績書について、検疫所において受け入れ可能とする外国公的検査機関
2. 当該国・地域から輸出された食品・添加物・器具容器包装・おもちゃの試験成績書について、検疫所において受け入れ可能とする外国公的検査機関

香港ラボは「1」、インドネシアラボと今回認定を受けたベトナムラボは「2」に該当します。

ベトナムラボが、ベトナム国内から輸出される製品に対して実施した検査の試験成績書は、地方衛生研究所等地方公共団体の食品衛生検査施設、食品衛生法に基づく厚生労働大臣が登録した検査機関において実施された検査結果と同等に取扱われます。

つまり**輸出前に、上記のラボで検査を受け、その成績書が通関の際に輸入届出書に添付されている場合は、当該貨物について日本国内検疫所における当該検査が省略され、スムーズな通関が可能**となります。



PRESS RELEASE



■ 食品衛生法に基づく検査とは

輸入される食品については、その安全性確保の観点から食品衛生法第 27 条に基づき、輸入者に対して輸入届出の義務が科せられています。

食品衛生法第 27 条には「販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、そのつど厚生労働大臣に届け出なければならない。」と定められ、食品以外にも食品に接触することが意図された製品や、乳幼児が口に入れる可能性があるおもちゃなども対象とされています。

- ・食品衛生法第 27 条による対象製品：食品以外に、食器、調理具、容器、包装、乳児用おもちゃ
- ・所管：厚生労働省

■ ビューローベリタス(Bureau Veritas)について

ビューローベリタス(本社フランス・パリ 創業 1828 年)は、世界最大級の第三者民間検査・認証機関として、140 カ国で、品質、健康・安全、環境及び社会的責任(QHSE&SR)分野における適合性評価サービス～試験・検査・認証(TIC: Testing, Inspection, and Certification)～を提供しています。消費財検査部門は、世界各国の消費財市場を対象として、クライアントと密接に連携し、サプライチェーン全体における品質保証ニーズの効果的マネジメント、及び、QHSE&SR のリスク軽減への取り組みをサポートし、ブランド保護とコスト最適化に貢献します。

消費財サプライチェーン全体を対象に、製品試験・検査だけでなく、工場監査、社会的責任監査、トレーニング等にも対応致します。お気軽にご相談下さい。

📧 お問い合わせ

取り扱い業務について	当リリースについて (雑誌・新聞などメディア関係の方)
ビューローベリタスジャパン株式会社 消費財検査部門 消費財事業部 TEL : 045-949-6311 FAX : 045-949-4621 cpstst.yok@jp.bureauveritas.com	ビューローベリタスジャパン株式会社 営業統括本部 マーケティング部 小澤 TEL : 045-651-5508 FAX : 045-641-8491 marketing@jp.bureauveritas.com